

公立大学法人宮城大学災害復興基金規程

平成23年4月27日

規程第111号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学災害復興基金（以下「復興基金」という。）の管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 復興基金は、宮城大学（以下「本学」という。）における災害からの復興等に充てることを目的とする。

(構成)

第3条 復興基金は、企業等からの寄附金（以下「元金」という。）及びその運用から得られる果実（以下「果実」という。）をもって構成する。

(対象事業)

第4条 復興基金は、次に掲げる事業の実施に要する経費に支出するものとする。

- 一 被災した学生の修学を支援するための事業
- 二 本学の教育研究環境の修復のための事業
- 三 被災地の支援を行うための事業
- 四 その他、災害に関連し、理事長が必要と認める事業

(経費)

第5条 前条に規定する事業の実施に要する経費は、復興基金の元金及び果実をもって充てる。

(保管及び経理)

第6条 復興基金の保管及び経理は、公立大学法人宮城大学会計規程（平成21年宮城大学規程第76号）の定めるところによる。

(復興基金の管理・運用)

第7条 復興基金は、金融機関への預金その他安全かつ有利な方法により、管理運用しなければならない。

(報告)

第8条 理事長は、復興基金の管理運用状況を事業年度ごとに理事会に報告するものとする。

(所管)

第9条 この規程の運用に必要な事務は、事務局財務課が担当する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (H23.4.27 第41回理事会)

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年3月12日以降に受け入れた寄附金から適用する。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (R6.3.27 第209回理事会)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。